

公立大学法人名桜大学  
「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 当法人の課題

事務職員のうち係長級以上にある者に占める女性職員の割合が低い。

3. 数値目標

事務職員のうち係長級にある者に占める女性職員の割合を40%以上とする。

【令和3年5月1日現在】

区分	係長級にある者	うち女性職員	係長級にある者に占める女性職員の割合
事務職員	11	4	36.4%

4. 取組内容と実施時期

取組内容：女性職員を対象として係長級以上の職員育成を目的とした研修を実施する。

- 令和4年 4月～ 研修プログラムの検討
- 令和4年 6月～ 女性職員に対する研修ニーズ調査
- 令和4年10月～ ニーズ調査を踏まえた上で、研修プログラムの決定
- 令和5年 4月～ 研修の実施
- 令和5年 4月以降 研修プログラムのアンケートを実施の上、内容の見直し等を行う。